有機物等（全有機炭素）	３㎎／１以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	５度以下であること。
濁度	２度以下であること。

３．ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

ａ　ヒ素及び鉛を検出するものであつてはならない。この場合のヒ素及び鉛の試験法は，次のとおりとする。

①　試験溶液の調製

試験溶液の調製は，イに示す湿式分解法又はロに示す乾式灰化法により行う。ただし，ヒ素の試験にあつては，イに示す湿式分解法により行う。

イ　湿式分解法

検体100ｇ（希釈して飲用に供する清涼飲料水にあつてはその飲用に際して希釈する倍数の値で，濃縮した原料用果汁にあつてはその濃縮した倍数の値で100ｇを除した量）を採り，水浴上で加温し，蒸発濃縮してシロップ状とする。これを水約10mlを用いて分解フラスコに移し，硫酸８ml及び硝酸10mlを加えて溶かした後，加熱しながら硝酸１～２mlを時々補充し，溶液がほとんど無色又は淡黄色となるまで加熱を続ける。一旦冷却した後，水15ml及びシュウ酸アンモニウム溶液10mlを加え，フラスコの頸(けい)部に白霧が現れるまで加熱する。冷後，水を加えて全量を50mlとし，これを試験溶液とする。別に，検体の代わりに水を用いて検体の場合と同様に操作して得られた溶液を空試験溶液とする。

ロ　乾式灰化法

検体50ｇ（希釈して飲用に供する清涼飲料水にあつてはその飲用に際して希釈する倍数の値で，濃縮した原料用果汁にあつてはその濃縮した倍数の値で50ｇを除した量）を採り，赤外線ランプ下又は乾燥器中で乾燥後，450～500℃でほとんど白色の灰分が得られるまで加熱する。冷後，塩酸（１→２）５mlを静かに注加して溶かした後，水浴上で蒸発乾固する。冷後，１mol／１塩酸に溶かして全量を25mlとし，これを試験溶液とする。別に，検体の代わりに水を用いて検体の場合と同様に操作して得られた溶液を空試験溶液とする。

②　ヒ素の試験法

ヒ素の試験は，イに示すグットツァイト法又はロに示すジエチルジチオカルバミン酸銀法により行う。

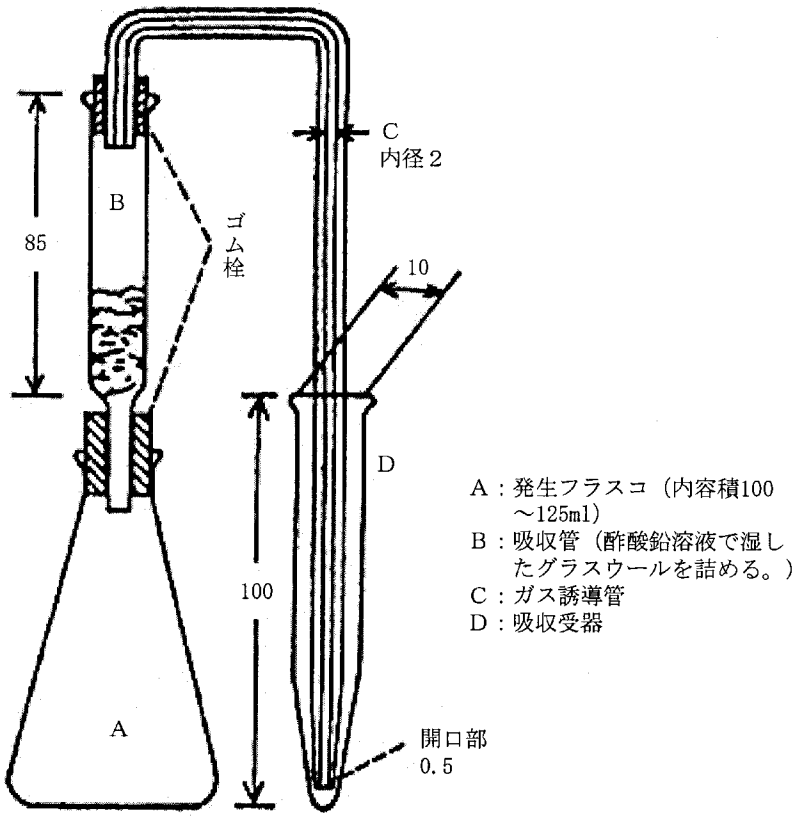
イ　グットツァイト法

試験溶液３mlを採り，第２　添加物の部Ｂ　一般試験法の項の36．ヒ素試験法の目中の装置Ａを用いる方法により試験を行うとき，その呈色は標準色より濃くてはならない。ただし，この場合の標準色は，空試験溶液３mlにヒ素標準液1.2mlを加えた溶液について試験溶液の場合と同様に操作して作る。

ロ　ジエチルジチオカルバミン酸銀法

ａ．装置

概略は，次の図による（単位㎜）。



ｂ．試薬・試液

次に示すもの以外は，第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

ジエチルジチオカルバミン酸銀ピリジン溶液：ジエチルジチオカルバミン酸銀１ｇをピリジン200mlに溶かし，遮光して冷所に保存する。

砂状亜鉛：20～30メッシュの無ヒ素亜鉛を１％硫酸銅溶液に黒化するまで浸し，洗浄した後，乾燥する。

塩化第一スズ溶液：塩化第一スズ４ｇを無ヒ素塩酸125mlに溶かし，水を加えて250mlとし，共栓瓶に入れ，密栓して保存する。

ｃ．試験操作

試験溶液10mlを発生フラスコに採り，水を加えて25mlとし，塩酸（１→２）５ml，ヨウ化カリウム溶液２ml及び塩化第一スズ溶液５mlを加え，室温で15分間放置する。次いで，この発生フラスコに砂状亜鉛３ｇを加え，直ちに吸収管及びガス誘導管を連結し，あらかじめジエチルジチオカルバミン酸銀ピリジン溶液３mlを入